

「叱ることの大切さ」



子どもをほめたり叱ったり

することは、子育てをするうえで、とても大事なことです。それぞれの行為は、人間としての価値やモラルを教えるうえで欠かすことのできない重要なことだと思います。決して、勉強がよくできて、親の意向に素直に従い、手のかからない子どもをつくるためのものではないと思います。

ほめることは、子どもを励ますために必要なだけでなく、人間として何をすることが正しく良いことか、そのことを通して教えていくために必要なもの、また、叱ることは態度やしぐさをきちんとさせるために必要なだけではなく、人間としてまちがった行為や考えについて、改めるべきことを教えるために必要なものだと思います。

それは、何でもほめたり叱ったりすればよいということではありません。坂本光男さん、斉藤晴雄さんの著書「親が育てる子どもの魅力」には、次のように著してあります。

自己開発の努力

①自分で精いっぱい努力を

していることはほめ、それを怠っている場合は叱る。

共同・協力の努力

②みんなで共同しなければならぬことに努力している場合はほめ、それを怠っているときは叱る。

文化的要求実現の努力

③美しいもの・よりよいものへの創造の努力をしている場合にはほめ、それを破棄・後退させる言動は叱る。



人権尊重の努力

④暴力を抑制し平和的解決の努力をすることはほめ、暴力的言動をなす場合は叱る。

最近では、ほめることに比べて叱るの方が評判がよくありません。叱ることによって、子どもが反発し意に添わない行動をとったり、叱る側も感情が優先して冷静さを失うことが少なくないからです。

いつでもほめてやることを優先したいと考えるのですが、今の子どもたちの生活を考え、先したあとでほめることよりケンをかしたとか、からかいやいじめをしたとか、物を壊し

たとか叱ることの材料のほうが多いためです。

しかし、これはこれで子どもらしいところだと思います。逆にいえば、子どもだからこそ失敗が多いのです。だから二度と失敗をしないように教えていくことが、私たち大人の責任であると思います。

ある時、私は子どもをかばう母親のこんな光景を目にしました。それは、子どもが法に触れる問題行動を起こした時、母親の口から「我が子が出たことは、世間では珍しいことではなく周りにもいっぱいいる。それよりも、我が子はこのようにさせた社会が悪い」と。それを聞いたとき、いったい法とは何だろうかと考えさせられました。

どんなことでも、法に反する行為をした時は、「してはいけない」と教えるのが親ではないだろうか。少なからず私たちは、そのように教えられて育ったように思います。

この中に、叱るといふことの大切さがみえてくるように思います。叱ることは、叩いたり、どなったり、がみがみ文句を言うことではありません。親として思いやり、優しさ、温かさ、信頼があつてしかも毅然として非は非として教え込んでいくことが、叱ることの本質だと思います。

伝言板

富士北麓・東部地域振興局健康福祉部(大月保健所)

看護職員再就職相談を行っております

・あなたの技術を再び社会に生かしてみませんか・

4月から、障害者福祉サービスの仕組みが変わります

少子高齢社会を迎え、県民の健康と幸せな生活が一層求められています。こうした中で、看護職の働く場は、保健・医療・福祉領域などに拡大し、質の高い看護の提供が期待されています。しかし、県内では看護職員の不足が深刻な状況にあります。

現在就業していない保健師、助産師、看護師、准看護師、免許所有者で

○機会があれば再び看護の仕事に就きたいとお考えの方

○どこに相談してよいのかわからない方などを対象に相談窓口を設置しており、相談は保健師により随時行っております。

*相談を通して知り得た個人情報 は厳守します。お気軽にご相談ください。

問合せ先

健康支援課 ☎(22)78227



現在の「措置制度」では、市がサービス内容やサービス事業者を決定し、提供しています。4月からは、身体障害または知的障害をもつ人自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結び、サービスを利用する新しい福祉の仕組みとなります。これが「支援費制度」です。

そのサービス利用に係る費用の一定部分を、市が「支援費」として支払いますが、支援費の支給に際しては事前に申請が必要となります。また、現在のサービスのうち、すべてのサービスが、支援費制度の対象となるわけではありませんし、精神障害関係のサービスは、支援費制度には移行しません。

なお、更生施設や授産施設などの施設サービスを利用している人は、同じサービスに限り一年間の経過措置がありますので事前に申請する必要があります。

支援費の詳細や申請については市の福祉事務所もしくは地域振興局の障害福祉課までお問い合わせください。

問合せ先

障害福祉課 ☎(22)7826